

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び藍綬褒章受章資格者名簿
行政機関等の名称	京都府知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	危機管理部危機管理総務課
個人情報ファイルの利用目的	消防功労における春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び藍綬褒章に係る事務のために利用する。
記録項目	【共通項目】 1 受章資格取得年度、2 通し番号、3 元職・現職の区分（藍綬褒章を除く。）、4 所属、5 最高階級、6 氏名（ふりがなを含む。）、7 年齢（受章資格取得年度発令日時点）、8 生年月日（同左）、9 在職年数の合計、10 長官表彰の有無（藍綬褒章を除く。）、11 協会役員歴、12 備考（他功労の詳細、犯罪歴、過去の上申状況等） 【消防団員（春秋Ⅰ及びⅡ類）のみ】 13 団長在職年数、14 副団長在職年数、15 消防団員数、16 その他の公職等 【消防吏員（春秋Ⅰ類、危険業務従事者叙勲）のみ】 17 最高階級、18 最終役職、19 役職名（消防長、本部次長、本部部長、消防学校長、本部課長、本部参事、本部担当課長、本部課長補佐、署長、副署長、署課長以外の場合に記入）、20 司令長以上の在職年数、21 消防正監の在職年数（Ⅰ類候補者のみ）、22 吏員数、23 管内人口、24 役職、25 1年以上在職した最終の階級、26 本部課長又は消防署長以上の役職の在職年数 ※22～26 は、危険業務従事者叙勲候補者にあつては、該当者が、消防司令長以上の階級であるとともに、次のア、イのいずれかを満たす場合にのみ記入 ア. 吏員 100 人未満かつ人口 10 万人未満の消防本部においては、最終役職が消防長であった者 イ. 吏員 100 人以上又は人口 10 万人以上の消防本部においては、最終役職が本部課長又は消防署長以上の役職にあった者 【藍綬褒章のみ】 27 出動回数、28 出動率、29 長官表彰の種類
記録範囲	春秋叙勲、危険業務従事者叙勲及び藍綬褒章受章資格を有する者

記録情報の収集方法	府内各市町村及び消防組合の消防本部に照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	1 刑罰等調書に記載される刑罰歴（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）及び破産宣告又は破産手続開始決定歴、2 刑罰等調書に記載のない犯罪歴	
記録情報の経常的提供先	総務省消防庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 危機管理部危機管理総務課	
	（所在地） 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称） 危機管理部危機管理総務課	
	（所在地） 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	
備 考	・叙勲・褒章の発令日は、毎年4月29日（春）及び11月3日（秋） ・年2回（春秋）、調査時期の翌年から3か年分の受章資格者名簿の作成を市町村及び消防組合の消防本部に依頼 例：令和4年春調査であれば、令和5年春～令和7年秋の有資格者、令和4年秋調査であれば、令和5年秋～令和8年春の有資格者を名簿に記載 ・各名簿を一つのファイルにまとめ、候補者の選定等に利用 ・10年保存